

財政点検小委員会の活動報告

産業構造審議会 第17回知的財産分科会
令和4年3月3日



開催実績

第1回（令和3年5月24日）

特許特会の財政運営について

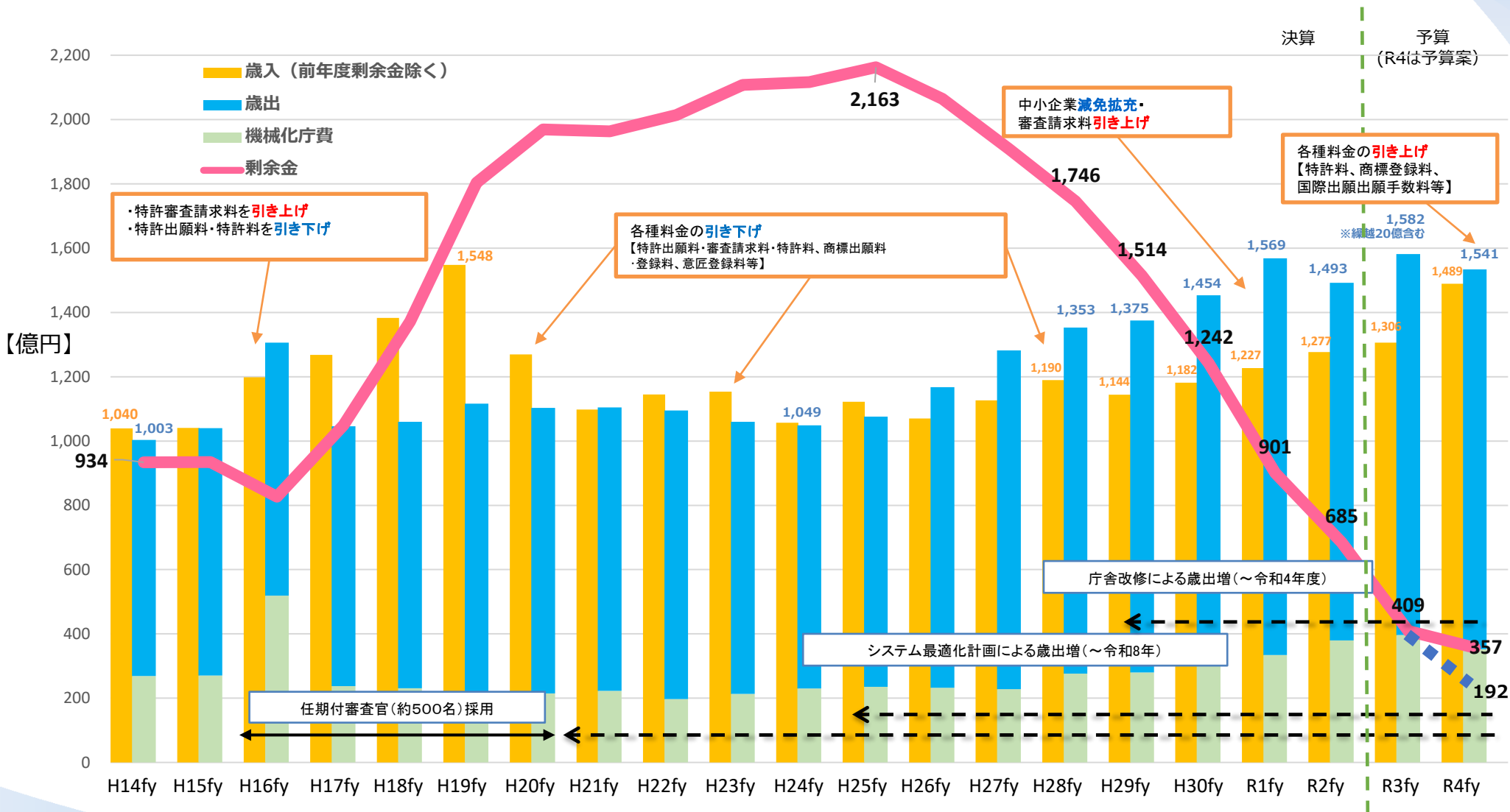
第2回（令和3年6月14日）

特許特会の財政運営について

第3回（令和3年11月5日）

特許特別会計の財政運営について

歳出歳入、剰余金の推移



※令和4年度の歳入は料金値上げ反映済（点線は、参考まで値上げ前の歳入額での剰余金）

なお、令和5年度以降は、庁舎改修が概ね終了し100億円程度の歳出減となる見込み。

必要な増収額の検討（第2回小委員会までの御議論）

- ▶ ①剰余金はリスクバッファーとして最低400億円（＝3か月分の経費（米・豪と同様））、
②投資資金は2030年代半ばまでに1400億円、
それぞれ必要なことを確認していただいたところ
- ▶ “必要な増収額”として算出した150億円を値上げで確保すると仮定し、6通りのシナリオ（出願件数（高・中・低）×物価上昇率（A:成長実現ケース・B:現状並み））でシミュレーションを行い、検討いただいた。

財政点検小委の結論：

「低位シナリオでも年間150億円増収となる値上げにより、400億円程度の剰余金が当面確保できるようにした上で、必要な投資資金が確保できるか推移を見ることが妥当」

料金改定案の策定

基本的考え方（年間150億増収となる値上げの具体的内訳）

- ▶ 特許・商標の「権利化後の料金」の値上げで不足分を補う。
ただし、（大幅な赤字の）国際特許出願(PCT)手数料は、実費との乖離を縮小する。
- ▶ 値上げ後も、欧米以下の水準を維持。
- ▶ 主たる料金について、出願料など「権利化前の料金」や、意匠関係料金など、法改正で上限を変更しなかった料金は、改定しない。

料金	増収額 (年平均@低位シナリオ)
特許料	+105億円
商標登録料・更新料	+14億円
PCT手数料	+36億円
合計	+155億円

改定後料金（特許・実用新案）

		根拠条項	改定前（現行）	改定後
特許	出願料	特許法別表中第1号	14,000円	14,000円
	審査請求料	特許法別表中第9号	138,000円 + 請求項数×4,000円	138,000円 + 請求項数×4,000円
	特許料 （第1年から第3年まで）	特許法第107条第1項	毎年2,100円 + 請求項数×200円	毎年4,300円 + 請求項数×300円
	特許料 （第4年から第6年まで）		毎年6,400円 + 請求項数×500円	毎年10,300円 + 請求項数×800円
	特許料 （第7年から第9年まで）		毎年19,300円 + 請求項数×1,500円	毎年24,800円 + 請求項数×1,900円
	特許料 （第10年から第25年まで）		毎年55,400円 + 請求項数×4,300円	毎年59,400円 + 請求項数×4,600円
実用新案	出願料	実用新案法別表中第1号	14,000円	14,000円
	技術評価請求料	実用新案法別表中第5号	42,000円 + 請求項数×1,000円	42,000円 + 請求項数×1,000円
	※登録料 （第1年から第3年まで）	実用新案法第31条第1項	毎年2,100円 + 請求項数×100円	毎年2,100円 + 請求項数×100円
	※登録料 （第4年から第6年まで）		毎年6,100円 + 請求項数×300円	毎年6,100円 + 請求項数×300円
	※登録料 （第7年から第10年まで）		毎年18,100円 + 請求項数×900円	毎年18,100円 + 請求項数×900円

改定後料金（意匠・商標）

		根拠条項	改定前（現行）	改正後
意匠	出願料	意匠法別表中第1号	16,000円	16,000円
	登録料 （第1年から第3年まで）	意匠法第42条第1項	毎年8,500円	毎年8,500円
	登録料 （第4年から第25年まで）		毎年16,900円	毎年16,900円
商標	出願料	商標法別表中第1号	3,400円 + 区分数×8,600円	3,400円 + 区分数×8,600円
	防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間更新登録出願	商標法別表中第2号	6,800円 + 区分数×17,200円	6,800円 + 区分数×17,200円
	登録料	商標法第40条第1項	区分数×28,200円	区分数×32,900円
	登録料（分納額）	商標法第41条の2第1項	区分数×16,400円	区分数×17,200円
	更新登録申請	商標法第40条第2項	区分数×38,800円	区分数×43,600円
	更新登録申請（分納額）	商標法第41条の2第7項	区分数×22,600円	区分数×22,800円
	防護標章登録料	商標法第65条の7第1項	区分数×28,200円	区分数×32,900円
	防護標章更新登録料	商標法第65条の7第2項	区分数×33,400円	区分数×37,500円

改定後料金（国際出願関係）

		根拠条項 （特許協力条約に基づく 国際出願等に関する法律）	改定前（現行）	改正後
PCT	送付手数料＋調査手数料 （日本語）	第18条第2項表1の項	80,000円	<u>160,000円</u>
	送付手数料＋調査手数料 （英語）		166,000円	<u>186,000円</u>
	送付手数料	第18条第2項表2の項	10,000円	<u>17,000円</u>
	国際調査の追加手数料（日本語）	第8条第4項第1号	60,000円（1発明毎）	<u>105,000円（1発明毎）</u>
	国際調査の追加手数料（英語）	第8条第4項第2号	126,000円（1発明毎）	<u>168,000円（1発明毎）</u>
	予備審査手数料（日本語）	第18条第2項表3の項	26,000円	<u>34,000円</u>
	予備審査手数料（英語）		58,000円	<u>69,000円</u>
	予備審査の追加手数料（日本語）	第12条第3項第1号	15,000円（1発明毎）	<u>28,000円（1発明毎）</u>
	予備審査の追加手数料（英語）	第12条第3項第2号	34,000円（1発明毎）	<u>45,000円（1発明毎）</u>

		根拠条項	改定前（現行）	改正後
意匠	国際意匠登録出願の個別指定手数料 （出願料・登録料相当分）	意匠法第60条の21第1項	74,600円	74,600円
	国際意匠登録出願の個別指定手数料 （更新登録料相当分）	意匠法第60条の21第2項	84,500円	84,500円
商標	国際登録に基づく商標権の 個別指定手数料（出願料相当分）	商標法第68条の30 第1項第1号	2,700円 ＋（区分数×8,600円）	2,700円 ＋（区分数×8,600円）
	国際登録に基づく商標権の 個別指定手数料（登録料相当分）	商標法第68条の30 第1項第2号	区分数×28,200円	<u>区分数×32,900円</u>
	国際登録に基づく商標権の 個別指定手数料（更新登録料相当分）	商標法第68条の30第5項	区分数×38,800円	<u>区分数×43,600円</u>

第3回小委員会以降の報告・議論事項

- 毎年2回、定期的に委員会を開催し、下表のと通りの点検を実施することとしている。
- 第3回委員会では、前回までの委員会での議論を踏まえた**料金見直し案**の報告、**令和2年度決算（歳出・歳入・剰余金）**、**令和4年度概算要求**について点検を実施するとともに、今後の**予実管理に用いるダッシュボードの方針案**について議論いただいた。

		秋（10～11月）	春（4～6月）
報告事項	歳出	・ 前年度（FY）の決算 （部門別収支、原価計算等）	・ 前年度（FY）の事業実施状況
	歳入	・ 前年度（FY）の決算 ・ 決算に基づく歳入見通し	・ 前年（CY）の出願実績等 に基づく歳入見通し
	剰余金	・ 剰余金の状況を提示	
	予実管理	・ 実施状況を点検（ダッシュボード）	同左
	予算	・ 次年度概算要求の報告	・ 予算の報告 ・ 次年度概算要求について （主要論点等）
ご議論いただきたい事項		・ 歳入と剰余金の状況を点検 ・ 更なる歳出削減の可否 ・ 料金改定の可否	・ 報告を踏まえた議論 ・ （必要に応じて）料金改定の方針

＜予算案額 1,541億円（令和3年度予算額 1,562億円）＞

世界をリードする特許行政実現に向け、徹底した歳出削減を継続しつつ、手続や審査体制のDX化等を推進し、さらに、イノベーション創出に向けた知財活動・経営を重点的に支援する。

世界をリードする特許行政の実現に向けた取組

業務やシステムの効率化を徹底した上で、審査体制の強化や特許行政のDX化を通じ、世界最速・最高品質の審査を実現する。

➤ **世界最速・最高品質の審査体制のもと、業務の効率化を徹底**

291.3億円（303.3億円）

➤ **商標出願の大幅増に対応した審査体制の強化**

商標審査官 7人の定員増

➤ **情報システム刷新及び運用の効率化を徹底**

378.1億（428.7億円）

・刷新、運用の効率化を徹底した上で、書面手続等のデジタル化を推進

➤ **AI活用やフリーアドレス化による審査体制のDX化推進** 2.6億円（0.9億円）

・AI活用による審査業務等の効率化を促進

・テレワークとフリーアドレスの組合せにより分散した執務スペースの本庁舎への集約を目指す

イノベーション創出に向けた知財活動・経営の重点的支援

イノベーションを通じた我が国の競争力向上を図るため、**中小・ベンチャー企業、大学等の知財活動**を重点的に支援し、さらに、企業の持続的な成長及び企業価値の向上に資する**知財経営の普及・実践**を支援する。

➤中小・ベンチャー企業の知財活動支援の拡充

10.8億円（8.6億円）及び（独）INPIT交付金107.6億円の内数

- ・各都道府県の「知財総合支援窓口」の相談・支援
- ・金融機関による知財を切り口とした中小企業支援の促進
- ・スタートアップの知財戦略構築等の支援
- ・日本での出願を基礎とした中小・ベンチャー企業の国際的な権利化の支援

➤大学が利用できる知財活動支援の拡充

3.4億円（1.9億円）及び（独）INPIT交付金107.6億円の内数

- ・日本での出願を基礎とした大学等の国際的な権利化の支援
- ・専門家派遣を通じた大学等における研究成果の社会実装の支援

➤知財経営の普及・実践支援の拡充

7.9億円（5.2億円）

- ・経営層に向けたIPランドスケープを通じた知財経営の普及・実践支援
- ・最新特許技術及び知的財産制度の研究推進